

鹿屋市告示第 61 号

鹿屋市補助金等交付規則第 3 条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示の一部を改正する告示を次のように定めた。

令和 8 年 3 月 3 日

鹿屋市長 郷 原 拓 男



令和 8 年 3 月 3 日 決 裁

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める
告示の一部を改正する告示

鹿屋市補助金等交付規則第3条の規定による補助対象及び補助率等を定める告示
(平成18年鹿屋市告示第14号)の一部を次のように改正する。

表第1中「

米生産調整 推進事業	地域の米の生産調整及び経営所得安定対策を円滑に実施するために要する経費	鹿屋市鹿屋地域農業再生協議会、鹿屋市輝北地域農業再生協議会、鹿屋市串良地域農業再生協議会、鹿屋市吾平地域農業再生協議会	経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成27年4月9日付け26経営第3567号農林水産事務次官依命通知）及び生産性の高い水田農業確立推進活動事業実施要領（鹿児島県要領平成30年3月23日制定）に基づくもの
---------------	-------------------------------------	---	--

予算で 定める 額以内	
-------------------	--

--	--

」を

「

米生産調整 推進事業	地域の米の生産 調整及び経営所 得安定対策を円 滑に実施するた めに要する経費	鹿屋市鹿 屋地域農 業再生協 議会、鹿 屋市輝北 地域農業 再生協議 会、鹿屋 市串良地 域農業再 生協 議 会、鹿屋 市吾平地 域農業再 生協議会	経営所得安定対策 等推進事業実施要 綱（平成27年4月 9日付け26経営第 3567号農林水産事 務次官依命通知） 及び生産性の高い 水田農業確立推進 活動事業実施要領 （鹿児島県要領平 成30年3月23日制 定）に基づくもの	予算で 定める 額以内	
再編集約等 加速化支援 事業	共同利用施設の 再編集約・合理 化に必要となる 施設の整備等に 要する経費	新基本計 画実装・ 農業構造 転換支援 事業補助 金交付等 要綱（令	新基本計画実装・ 農業構造転換支援 事業補助金交付等 要綱及び鹿児島県 再編集約等加速化 支援事業補助金交 付要綱に示された	2分の 1以内 た だ し、農 林水産 省農産 局長が	

		和 7 年 1 月 16 日 付 け 6 農 産 第 3345 号 農 林 水 産 事 務 次 官 依 命 通 知）に規 定された 対象者	採択基準によるこ と。	別に定 める場 合にあ つて は、農 林水産 省農産 局長が 別に定 める率 又は額 以内	
--	--	--	----------------	--	--

」

に改める。

附 則

この告示は、令和 8 年 3 月 3 日から施行する。